第２節　地域防災計画の作成の基準となるべき事項

第１　災害に備えての措置

１　関係機関との相互連携

都道府県警察は、道路管理者、地方公共団体等の関係機関と相互に連携し、道路災害に備えた諸対策に当たるものとする。

２　危険箇所等の把握と関係機関に対する要請

都道府県警察は、道路災害を予防するため、平素から山（崖）崩れ危険箇所等の発見及び点検に努め、基礎資料の作成及び補正を行うとともに、危険度の高い箇所については、関係機関に対し改善、補修の措置の要請を積極的に行うものとする。

３　連絡体制等の整備

都道府県警察は、道路災害に発展するおそれのある山（崖）崩れなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等へ情報の伝達体制の整備を図るものとする。

また、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報等、多様な道路災害関連情報の収集体制の整備を図るものとする。

４　防災訓練の実施

都道府県警察は、道路管理者、地方公共団体等と相互に連携し、大規模な道路災害の発生を想定した実践的な訓練の実施に努めるものとする。

第２　災害発生時における措置

１　情報の収集

都道府県警察は、道路災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を現場に急行させ、目撃者からの情報、関係機関への問合せ及び現場の状況などにより、事故に巻き込まれた通行人、通行車両等の人的被害の有無について迅速に確認を行うものとする。

２　救出救助活動

都道府県警察は、道路災害が発生し、多数の死傷者等が生じた場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出動させ、救出救助用機材を有効に活用して、迅速に被災者等の救出救助活動に当たるものとする。

３　立入禁止区域の設定等

都道府県警察は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合その他被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行うものとする。

４　危険物の流出に対する応急対策

都道府県警察は、道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

第３　二次災害の防止

都道府県警察は、道路災害現場における救出救助活動等に当たっては山（崖）崩れ等による二次災害の防止のため、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

第５章　原子力災害対策

第１節　国家公安委員会及び警察庁がとるべき措置

第１　災害に備えての措置

１　関係機関との連絡体制の確立

⑴　国家公安委員会及び警察庁は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第２条第１号に定める原子力災害（以下「原子力事業者原子力災害」という。）に対する対策に関し、平素から原子力防災会議事務局、原子力規制委員会その他の関係機関と緊密な連絡体制を確立するものとする。

⑵　国家公安委員会及び警察庁は、原子力艦から放射性物質が大量に放出されることによる災害（以下「原子力艦原子力災害」という。）に対する対策（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域における対策を除く。）に関し、平素から内閣府、外務省その他の関係機関と緊密に連絡するものとする。

⑶　警察庁は、都道府県警察の行う原子力事業者原子力災害及び原子力艦原子力災害（以下これらを総称して「原子力災害」という。）に対する対策に関し、指導調整を行うものとする。

２　警察職員に対する原子力防災知識等の教養訓練

警察庁は、都道府県警察の災害対策に従事する職員に対し、原子力災害に関する基礎知識、原子力災害発生時における措置要領等に関する教養訓練を行うものとする。

３　原子力災害警備用装備資機材の整備充実

国家公安委員会及び警察庁は、都道府県警察における以下の原子力災害警備用装備資機材の整備充実を図るものとする。

ア　放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスク、放射線防護衣その他の防護用機材

イ　サーベイメータ、ポケット線量計その他のモニタリング用機材

第２　災害発生時における措置

１　情報の受理・連絡

⑴　警察庁は、原子力事業者原子力災害又は原子力事業者原子力災害に発展するおそれがある事象が発生した旨の連絡を受けたときは、原子力規制委員会との連絡を密にするとともに、被害規模に関する概括的な情報及び警察による対応の状況を官邸（内閣官房）及び原子力規制委員会に連絡するものとする。

⑵　警察庁は、原子力艦原子力災害又は原子力艦原子力災害に発展するおそれのある事象が発生した旨の連絡を受けたときは、内閣府との連絡を密にするとともに、被害規模に関する概括的な情報及び警察による対応の状況を官邸（内閣官房）及び内閣府に連絡するものとする。

２　警察庁の警備体制

⑴　原子力事業者原子力災害に対する対策のための警察庁の警備体制は、以下のとおりとする。

ア　長官は、原災法第15条第２項の規定による原子力緊急事態宣言が行われ、国に原子力災害対策本部が設置された場合においては、長官を長とする対策本部を設置するものとする。

イ　長官は、原災法第10条第１項前段に定める事象が発生し、国に関係省庁事故対策連絡会議が設置された場合においては、警備局長を長とする対策本部を設置するものとする。

ウ　長官は、イに規定する事象に発展するおそれがあると原子力規制委員会が認めた事故若しくは原子力事業所が所在する市町村に係る震度５弱以上の地震が発生した場合であって必要があると認めたとき又は当該市町村に係る大津波警報若しくは東海地震注意情報が発せられた場合においては、警備局長を長とする対策本部又は警備課長を長とする警備連絡室を設置するものとする。

エ　長官は、自然災害への対策のため第２編の規定に基づく警察庁の警備体制をとった場合において、当該自然災害に起因する原子力災害への対策のためアからウまでに掲げる体制をとったときは、効率的に業務が推進されるよう両体制の連携に配意するものとする。

オ　長官は、原災法第15条第４項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、国に引き続き原子力災害対策本部が設置されたときは、警察が行うべき原災法第２条第７号の原子力災害事後対策及び関連する対策の規模並びに態様に応じた所要の警備体制を維持するものとする。